

(仮訳)  
環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画  
2021年-2025年

## I. 概要

### 1. 背景

- 1.1. 1999年に樹立されて以来、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）は北東アジアにおいて効果的なハイレベル地域環境協力メカニズムの役割を果たしてきた。
- 1.2. 北東アジアは環境に関する共通の課題と関心を持っているという認識を共有しながら、TEMMは三カ国の共通の関心事である様々な環境問題に、体系的かつ参加型の方法で取り組んできた。学界からビジネスセクター及び市民社会までの幅広い関係者が、TEMMの活動へ情報提供や参加することによって、TEMM協力に貢献してきた。大臣会合、TEMM局長級会合、プレTEMMおよびポストTEMMの実務者会合からなるTEMMの多層的な構造は、効率的な実施管理、レビュー、評価と、協力の継続的な改善を可能としてきた。
- 1.3. TEMMの下、環境上の重要な課題に的を絞って取り組むことを目的として、5カ年の日中韓三カ国共同行動計画（TJAP）がそれぞれ2010年から2014年（第1次TJAP）、2015年から2019年（第2次TJAP）の期間、構築・実施されてきた。TJAPの実施は規模と深さの両面でTEMM協力を大幅に強化し、地域の環境改善及びグリーン開発に貢献した。
- 1.4. 過去20年にわたって達成してきた成果はあるものの、TEMMは、持続可能な開発のための2030アジェンダ、国連気候変動枠組み条約、パリ条約などの世界的な目標を達成することに加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による危機の克服と回復のための環境的に持続可能な方法を模索するべく、より大きな役割を担うことが求められている。
- 1.5. COVID-19の世界的大流行により、2020年に韓国で予定されていたTEMM22及び第3次TJAPの採択は2021年に延期となった。そこで、大韓民国環境部、日本環境省、中華人民共和国生態環境部（以下、個別に「～側」とし、総称して「日中韓三カ国」とする）は、第2次TJAPの期間を第三次TJAPの採択まで延長することに同意し、第2次TJAPの活動を継続してきた。

## 2. 日中韓三カ国共同行動計画（2015年-2019年）（第二次TJAP）の総括

- 2.1. 第2次TJAPでは次に示す9つの優先分野が示された：(1)大気環境改善、(2)生物多様性、(3)化学物質管理と環境に係る緊急時対応、(4)資源循環利用/3R/電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動、(5)気候変動対応、(6)水及び海洋環境の保全、(7)環境教育、人々の意識向上及び企業の社会的責任（CSR）、(8)地方環境管理、(9)グリーン経済への移行
- 2.2. 第2次TJAPの9つの優先分野の下での協力活動は、設定されたビジョンと目的を達成するために、多様な形態で様々なトピックについて実施された。達成度は分野やトピックによって異なるが、全体的には大きな進展が見られた。共通の政治的意思の構築、日中韓三カ国の環境省の支援、協力対象トピックと作業方法の早期合意、及びフォーカルポイントや実施機関の間の緊密なコミュニケーションが、優れた成果を上げている活動を進展させる鍵となった。
- 2.3. 大多数の優先分野では、政策対話、セミナー、フォーラムなどの形で開催される定期的な会合のメカニズムが、当該分野の複数の行動トピックを統合的に扱うプラットフォームとして機能した。
- 2.4. 第2次TJAPの実施を通して、大気汚染や環境教育などの従来の環境問題に対する三カ国協力はさらに推進されてきた。その間、三カ国は災害廃棄物、海洋プラスチックごみ、マイクロプラスチック、侵略的外来種、低炭素都市などの新たに顕在化した問題についてもタイムリーに協力して対応した。
- 2.5. 多くの分野での活動は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）や生物多様性条約などの多国間環境協定を含む主要な国際プロセスの中で実施され、いくつかの活動は北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）やアジア水環境パートナーシップ（WEPA）などの地域環境プログラムを通じ、または関連して実施された。
- 2.6. 第2次TJAP（2015年-2019年）の実施を通じて、三カ国は優先分野における情報、経験及びベストプラクティスの交換を強化し、各国の環境保護能力を向上させ、市民啓発を増進し、地域及び世界規模の環境課題に共同で取り組むため、良好に機能する連絡調整メカニズムを構築した。その結果TEMMAは、地域及び世界規模の環境協力において、ますます顕著な役割を担ってきた。

## II. ビジョン、原則及び目的

### 1. ビジョン

- 1.1. 日中韓サミットで表明され、2015年の「環境協力の強化に関する共同声明」、2018年の「第7回日中韓サミット共同宣言」及び2019年の「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」に記載された誓約に照らし、エコロジカル文明／自然との共生／グリーン移行などの三カ国のそれぞれの取組みを考慮しつつ三カ国の共通の関心事である環境課題について協力を推進すること。
- 1.2. よりよく、より緊密に協力して、三カ国において持続可能な開発目標（SDGs）、UNFCCC、パリ協定等の世界的目標の達成に貢献し、グリーンリカバリー、社会経済のリデザイン、経済と環境の協調的な発展を通して、ポストCOVID19の時代に、より良い、よりグリーンな未来を築く取組みを支援すること。

### 2. 原則

- 2.1. TEMMの枠組みにおける協力は、日中韓三カ国によるSDGsの達成に貢献すること。
- 2.2. 第3次TJAPの共同行動は、複数の優先分野の間における相互連関及びSDGsの目標やターゲットに亘る相互依存を考慮して推進され、相乗効果を最大化することを考慮して実施されること。
- 2.3. TEMMは、三カ国の合意のもと、G20やASEAN+3協力活動、アジア太平洋経済協力会議（APEC）等の多国間枠組みを活用し、そのほかの国や国際機関とのパートナーシップを追求するとともに、三カ国が経験やノウハウを有し、他国と共有する意思を有する分野において、三カ国の地域及びそれを超えたより広範な地域における持続可能な開発を推進するための「3+x」の協力の可能性をさらに探求すること。
- 2.4. TEMMの活動は、相互尊重、互惠、各国の利用可能な資源および発展段階の差異への尊重に基づき策定されるべきこと、また、効果的かつ効率的なメカニズムを追求するため随時レビューし刷新すること。

### 3. 目的

- 3.1. 日中韓三カ国は、II.2項の原則に従い、II.1項のビジョンを達成するための共同行動のさらなる強化に努める。第三次TJAP（2020年-2025年）の目的は、2020年から2025年までの間、TEMMの下で推進されるべきアクションを示すことである。

## III.優先分野、活動、アクション

### 1. 優先分野

- 1.1. TEMM21において、三大臣は2020年から2025年を対象期間としたTEMM協力の新たな優先分野を次の通り採択した。

- (1) 大気環境改善
- (2) 3R、循環経済、ゼロ・ウェイスト都市
- (3) 海洋・水環境管理
- (4) 気候変動
- (5) 生物多様性
- (6) 化学物質管理と環境に関する緊急時対応
- (7) グリーン経済への移行
- (8) 環境教育・市民啓発および市民関与

### 2. 活動

- 2.1. 活動とは、政策対話、セミナー、フォーラム等の形で定期的に行われる日中韓三カ国の集まりで、その中でアクションが計画、実施、調整、促進そして支援される。8つの優先分野の下で構築された、もしくは新たに立ち上げられる活動は次の通り。

- (1) 大気環境改善
  - 大気汚染に関する三カ国政策対話（TPDAP）
  - 黄砂ワーキンググループIとII（DSS WG I & II）

- (2) 3R、循環経済、ゼロ・ウェイスト都市
  - 三カ国3R、循環経済、ゼロ・ウェイスト都市セミナー
- (3) 海洋・水環境管理
  - TEMM-NOWPAP合同ワークショップ
  - 水政策及び技術に関する日中韓三カ国フォーラム
- (4) 気候変動
  - 日中韓気候変動及びカーボンニュートラルに係る政策対話
- (5) 生物多様性
  - 日中韓生物多様性政策対話 (TPDBD)
- (6) 化学物質管理と環境緊急対応
  - 日中韓化学物質管理政策対話、日中韓三カ国化学物質管理専門家会合 (TPDCM & TESCM)
  - 環境に関する緊急時対応に係る日中韓三カ国臨時対話
- (7) グリーン経済への移行
  - 三カ国環境ビジネス円卓会議プラス (TREB+)
- (8) 環境教育・市民啓発および市民関与
  - 日中韓環境教育ネットワーク (TEEN)
  - 職員環境研修
  - TEMMユースフォーラム

### 3. アクション

- 3.1. アクションとは、本TJAPの下での協力の基本的要素であり、特定のトピック、目的及び実施方法がある。アクションは独自に計画及び実施されることもあれば、優先分野の活動による支援のもと他のアクションと連携することができる。
- 3.2. アクションの一覧と詳細は付属文書に示す。アクションは、本TJAPの実施期間中に変化する状況や協力の関心事項を考慮して、日中韓三カ国の協議を通じて修正又は更新することができる。

## IV. 実施の枠組み

### 1. 実施の仕組み

- 1.1. III.3項で示された各アクションについては、各国から少なくとも1名のフォーカルポイントが任命される。各アクションの日中韓三カ国のフォーカルポイントは、アクションの実施に関するあらゆる事項について相互に連絡を取り合う。フォーカルポイントは、関連するアクションについて議論、計画、実施し、その結果をまとめ、プレTEMMまたはポストTEMMの実務者会合に報告する。フォーカルポイントは、新たな課題や協力ニーズに応じてアクションのトピックや実施方法を更新または改善することができる。
- 1.2. 個々のアクションは、III.2項で示された活動によって実施または支援される。
- 1.3. プレTEMM及びポストTEMMの実務者会合は、TEMM協力の全体調整について責任を持つ。実務者会合はアクションの実施により生じる問題を特定して解決するための調整を行うとともに、各アクションのフォーカルポイント間でのコミュニケーションを促進する。毎年、実務者会合は、優先分野の下での活動の進捗をレビューし、TEMM局長級会合によるレビューのためのTJAPに関する進捗報告書を作成する。
- 1.4. 局長級会合では、プレTEMMから提出された本TJAPの進捗報告書をレビューしてコメントと改善勧告を行い、TEMMに提出する報告書を採択する。局長級会合はまた、日中韓黄砂共同研究の進捗報告及び確認を行う。
- 1.5. 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）は、活動の全般的な進捗と成果を統括し、指導を行う。

### 2. 実施機関

- 2.1. 本TJAPは、日中韓三カ国及び／又はそれらに指名された実施機関により、各国の固有事情を考慮して、共同で実施される。
- 2.2. 本TJAPの協力は、日中韓三カ国の合意を踏まえ、日中韓三国協力事務局を含む他の機関との連携又は支援により進めることができる。

### 3. 資源

- 3.1. 本TJAPの実施行に必要な資源は、日中韓三カ国が各国の固有事情を考慮し、共同で負担する。

---

山口 壯  
日本国 環境大臣

---

韓貞愛  
大韓民国 環境部長官

---

黄潤秋  
中華人民共和国 生態環境部長